

スマート技術の導入を支援します！

(R8年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業のご案内)

※掲載内容は、今後の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するため、「スマート農業」にチャレンジする農業者・団体を応援します。

「スマート農業」用機械・設備の導入に必要な経費について、以下の補助金を活用することができます。

補助対象となる方と採択要件

- 3戸以上の農業者等で組織する団体
(代表者及び組織、運営等についての定めがあること)※1
- 個別経営体(認定農業者等)※2
- 市町村、全国農業協同組合連合会京都府本部、農業協同組合及び農業公社

ただし、過去に本事業で補助金の交付を受けたことがある農業者や団体は、当該年度の事業において、事業計画を80%達成していること。

また、※1※2については、事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担うもの一覧に掲げられる事業実施主体又は、事業採択年度内に当該一覧に掲げられると見込まれる事業実施主体とする。

【 共通要件 】

- ◇ スマート技術の導入を通じて3年後に1割以上の生産額の増加
又は2割上のコスト削減を実現すること。
- ◇ 7年間経営規模の維持を図ること。

【 品目別の要件 】

- ◆ 土地利用型作物(水稻、麦類、大豆、小豆等)
助成対象となる農業機械及び設備を利用する作業を概ね10ha以上実施していること。(又は導入後3年以内に10ha以上実施する計画を有していること)※作業受託を含む
- ◆ その他の作物(京野菜、茶等の地域特産物)
ハウス10a以上又は露地30a以上生産していること。

補助の対象となる経費

ICT(情報通信技術等)やロボット技術を活用した農業機械及び設備を導入する初期費用(通信費除く)

経費対象となる具体的な機械・設備例は、下記をご覧ください

■ 補助対象経費となる機械・設備（例）

- トラクター（自動運転・自動操舵※）
- 田植機、直播機（自動運転・直進アシスト機能付※、可変施肥機付）
- コンバイン（自動運転、食味・収量センサー機能付※）
- 農業機械への後付け型自動操舵装置※
- ※ ほ場管理システム、経営管理システム、作業管理システムと連動させてデータを活用するものに限りします。
- ドローン（防除用、施肥用、リモートセンシング用）
- 茶乗用摘採機（畝感知機能付）
- ラジコン草刈機
- パワーアシストスーツ
- センシング、モニタリングシステム及び自動環境制御システム（※データ・情報の共有が可能であること）
- ほ場管理システム、経営管理システム、作業管理システム
- * その他の機械・設備については下記にお問い合わせ下さい。

■ 補助率・下限事業費

	土地利用型作物	その他作物（中山間地域）
組織・団体	5／10以内	4／10以内(4.5／10以内)
個別経営体	3／10以内	3／10以内

- 総事業費 30万円 以上
- 補助上限額 400万円

■ 大まかな手続きの流れ

①計画の申請

スマート技術導入実施計画を作成し、市町村に提出してください。

※府内の2以上の市町村区域を活動の対象とする団体等は、京都府広域振興局等に提出いただくことも可能です（事前に相談願います）

②事業への着手

審査で計画が承認され、補助金の交付が決定した後に、事業に着手してください。

③利用状況報告

導入後は実績、利用状況等について報告していただきます。

お問い合わせ先

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課 フードテック・研究推進係

TEL：075-414-4968 ／ E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

スマート技術の導入を支援します！

(R8年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業のご案内)

※掲載内容は、今後の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するため、「スマート畜産業」にチャレンジする農業者・団体を応援します。

「スマート畜産業」用機械・設備の導入に必要な経費について、以下の補助金を活用することができます。

補助対象となる方と採択要件

- 3戸以上の農業者等で組織する団体
(代表者及び組織、運営等についての定めがあること)※1
- 個別経営体(認定農業者等)※2
- 市町村、全国農業協同組合連合会京都府本部、農業協同組合及び農業公社

【要件】

- ◇ スマート技術の導入を通じて3年後に1割以上の生産額の増加又は2割上のコスト削減を実現すること。
- ◇ 導入に要する自己負担額を上回る生産額増加効果又はコスト削減効果が見込めること。

補助の対象となる経費

ICT(情報通信技術等)やロボット技術を活用した農業機械及び設備を導入する初期費用(通信費除く)

経費対象となる具体的な機械・設備例は、下記をご覧ください

■ 補助対象経費となる機械・設備（例）

- 搾乳ロボット
 - 自動給餌システム(ICTを活用するものに限る)
 - 畜舎清掃(洗浄)ロボット
 - 自動車輻消毒装置
 - センシング・モニタリングシステム
(発情発見通報システム、疾病監視システムなど)
 - 冷感家畜用ウェア
 - パワーアシストスーツ
 - 経営管理システム
- ※その他の機械・設備については下記にお問い合わせ下さい。

■ 補助率・下限事業費

組織・団体	4／10以内 中山間地域は4.5／10以内
個別経営体	3／10以内

- 総事業費 30万円 以上
- 補助上限額 400万円

■ 大まかな手続きの流れ

①計画の申請

スマート技術導入実施計画を作成し、市町村に提出してください。

※府内の2以上の市町村区域を活動の対象とする団体等は、京都府広域振興局等に提出いただくことも可能です(事前に相談願います)

②事業への着手

審査で計画が承認され、補助金の交付が決定した後に、事業に着手してください。

③利用状況報告

導入後は実績、利用状況等について報告していただきます。

お問い合わせ先

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課 フードテック・研究推進係

TEL : 075-414-4968 / E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

スマート技術の導入を支援します！

(R8年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業のご案内)

※掲載内容は、今後の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するため、「スマート林業」にチャレンジする農業者・団体を応援します。

「スマート林業」用機械・設備の導入に必要な経費について、以下の補助金を活用することができます。

補助対象となる方と採択要件

- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、
- 森林組合以外の林業経営体※1、地域材を利用する法人、
- 林業種苗法に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者

※1 森林経営管理法(平成30年法律第35号)の規定による経営管理実施権の設定を受けることができるものとして、知事が別に定めるところにより登録を受けた者に限る

【要件】

◆スマート技術の導入を通じた効率化により、3年後に以下のいずれかを実を実現すること

- ① 1割以上の生産額増加※2又は1割以上の再造林面積の増加
- ② 2割以上のコスト削減

※2 作業受託及び加工による生産・利用額を含む

補助の対象となる経費

ICT(情報通信技術等)やロボット技術を活用した農業機械及び設備を導入する初期費用(通信費除く)

経費対象となる具体的な機械・設備例は、下記をご覧ください

■ 補助対象経費となる機械・設備 (例)

- ドローン(苗木運搬等林業用)
- 丸太検知システム(音声判別機能付き、画像判別機能付き)
- パワーアシストスーツ
- センシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム※
データ・情報の共有が可能であること。
- 経営管理システム
- ※その他の機械・設備については下記にお問い合わせ下さい。

■ 補助率・下限事業費

組織・団体	4／10以内 中山間地域は4.5／10以内
個別経営体	3／10以内

- 総事業費 30万円 以上
- 補助上限額 400万円

■ 手続きの流れ

①計画の申請

スマート技術導入実施計画を作成し、市町村に提出してください。
※府内の2以上の市町村区域を活動の対象とする団体等は、京都府広域振興局等に提出いただくことも可能です(事前に相談願います)

②事業への着手

審査で計画が承認され、補助金の交付が決定した後に、事業に着手してください。

③利用状況報告

導入後は実績、利用状況等について報告していただきます。

お問い合わせ先

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課 フードテック・研究推進係

TEL : 075-414-4968 / E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

スマート技術の導入を支援します！

(R8年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業のご案内)

※掲載内容は、今後の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するため、「スマート水産業」にチャレンジする農業者・団体を応援します。

「スマート水産業」用機械・設備の導入に必要な経費について、以下の補助金を活用することができます。

補助対象となる方と採択要件

- 3者以上の漁業者等が組織する団体、漁業生産組合、地元漁業者により構成される漁民会社(代表者及び組織、運営等についての定めがあること)
- 個別経営体(認定漁業者、京都府広域水産業再生委員会において「中核的漁業者」として認定された方)
- 漁業協同組合連合会、漁業協同組合、(公財)京都府水産振興事業団、市町村

【要件】

- ◇ スマート技術の導入を通じて3年後に1割以上の生産額の増加
又は2割上のコスト削減を実現すること。

補助の対象となる経費

ICT(情報通信技術等)やロボット技術を活用した農業機械及び設備を導入する初期費用(通信費除く)

経費対象となる具体的な機械・設備例は、下記をご覧ください

■ 補助対象経費となる機械・設備 (例)

- 水質自動観測装置及び漁場、養殖場監視システム
 - ※データ・情報の共有が可能であること
- 市場の電子入札のシステム等
 - ※データ・情報の共有が可能であること
- ドローン(空中、水中)
- パワーアシストスーツ
- 位置情報を利用した遊漁者情報管理システム
- 生産管理、経営管理システム
- ※その他の機械・設備については下記にお問い合わせ下さい。

■ 補助率・下限事業費

組織・団体	4／10以内 中山間地域は4.5／10以内
個別経営体	3／10以内

- 総事業費 30万円 以上
- 補助上限額 400万円

■ 手続きの流れ

①計画の申請

スマート技術導入実施計画を作成し、市町村に提出してください。
※府内の2以上の市町村区域を活動の対象とする団体等は、京都府広域振興局等に提出いただくことも可能です(事前に相談願います)

②事業への着手

審査で計画が承認され、補助金の交付が決定した後に、事業に着手してください。

③利用状況報告

導入後は実績、利用状況等について報告していただきます。

お問い合わせ先

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課 フードテック・研究推進係

TEL : 075-414-4968 / E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp